

平成28年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱

平成28年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜（専攻科に係る募集及び選抜を除く。）は、この要綱の定めるところによる。

1 募集の区分

神奈川県立の高等学校の募集の区分は、次表のとおりとする。

募集の区分		課程
一般募集（共通選抜）		全日制の課程
		単位制による全日制の課程
		定時制の課程（特別の時間）
		単位制による定時制の課程（特別の時間）
一般募集（共通選抜・定通分割選抜）		定時制の課程（夜間）
		単位制による定時制の課程（夜間）
		単位制による通信制の課程
連携型中高一貫教育校連携募集		全日制の課程
特別募集	海外帰国生徒特別募集	全日制の課程
		単位制による全日制の課程
	在県外国人等特別募集	全日制の課程
		単位制による全日制の課程
	単位制による定時制の課程（特別の時間）	
中途退学者募集		単位制による全日制の課程

2 志願資格

(1) 一般募集（共通選抜・定通分割選抜）

入学を志願しようとする者（以下「志願者」という。）は、平成13年4月1日以前に出生した者で、次のアの(ア)から(イ)までのいずれかに該当する者であって、かつ、次のイの要件を満たす者とする。

ア 高等学校への志願資格

(ア) 中学校若しくはこれに準じる学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。）を卒業又は修了した者

(イ) 中学校等を平成28年3月31日までに卒業する見込み又は修了する見込みの者

(ウ) 学校教育法施行規則（以下「施行規則」という。）第95条各号のいずれかに該当する者

(エ) 施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を平成28年3月31日までに修了する見込みの者

イ 神奈川県立の高等学校への志願資格

(ア) 全日制の課程及び単位制による全日制の課程への志願者については、志願者本人及びその保護者（親権者又は未成年後見人をいう。）が県内に住所を有すること。

ただし、神奈川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める教育長の志願の承認を必要とする者であって、その承認を受けた者は、県内に住所を有する者とみなす。

(イ) 定時制の課程及び単位制による定時制の課程並びに単位制による通信制の課程への志願者については、県内に住所又は勤務地を有すること。

ただし、教育長が別に定める教育長の志願の承認を必要とする者であって、その承認を受けた者は、県内に住所又は勤務地を有する者とみなす。

(2) 連携型中高一貫教育校連携募集

連携型中高一貫教育校連携募集に係る志願者は、前記(1)に該当する者であって、かつ、在籍する連携型中

学校長の推薦を得た者とする。

(3) 特別募集

ア 海外帰国生徒特別募集

海外帰国生徒特別募集に係る志願者は、前記(1)に該当する者であって、かつ、原則として、保護者の勤務等の関係で、継続して2年以上外国に在住して帰国した日が平成25年4月1日（ただし、後記4の後期募集に係る志願者については、平成25年10月1日とする。）以降の者とする。

イ 在県外国人等特別募集

在県外国人等特別募集に係る志願者は、前記(1)に該当する者であって、かつ、外国の国籍を有する者（難民として認定された者を含む。）で、入国後の在留期間が通算で3年以内の者（平成28年2月1日現在）とする。

なお、日本国籍を取得して3年以内の者（平成28年2月1日現在）は、外国の国籍を有する者とみなす。

(4) 中途退学者募集

中途退学者募集に係る志願者は、前記(1)に該当する者であって、かつ、高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校（以下「高等学校等」という。）に1年以上在籍した後に中途退学し、当該高等学校等での修得単位がある者とする。

3 募集の方法

(1) 一般募集（共通選抜・定通分割選抜）

一般募集は、各高等学校の各課程における学科、コース、専攻又は部ごとに行う。

ただし、小田原城北工業高等学校の定時制の課程における機械科及び電気科に係る募集は、二の学科を一括して行う。

(2) 連携型中高一貫教育校連携募集

連携型中高一貫教育校連携募集は、次の高等学校の課程における学科において行う。

光陵高等学校（全日制の課程普通科）

愛川高等学校（全日制の課程普通科）

(3) 特別募集

ア 海外帰国生徒特別募集

海外帰国生徒特別募集は、次の高等学校の課程における学科又はコースにおいて行う。

神奈川総合高等学校（単位制による全日制の課程普通科国際文化コース）

横浜国際高等学校（単位制による全日制の課程国際情報科）

新城高等学校（全日制の課程普通科）

鶴嶺高等学校（全日制の課程普通科）

弥栄高等学校（単位制による全日制の課程国際科）

イ 在県外国人等特別募集

在県外国人等特別募集は、次の高等学校の課程における学科、コース又は部において行う。

鶴見総合高等学校（単位制による全日制の課程総合学科）

神奈川総合高等学校（単位制による全日制の課程普通科国際文化コース）

平塚湘風高等学校（単位制による全日制の課程普通科）

橋本高等学校（全日制の課程普通科）

相模原青陵高等学校（単位制による全日制の課程普通科）

有馬高等学校（全日制の課程普通科一般コース）

座間総合高等学校（単位制による全日制の課程総合学科）

愛川高等学校（全日制の課程普通科）

相模向陽館高等学校（単位制による定時制の課程普通科午前部・午後部）

(4) 中途退学者募集

中途退学者募集は、次の高等学校の課程における学科又はコースにおいて行う。

神奈川総合高等学校（単位制による全日時の課程普通科個性化コ - ス）

横浜桜陽高等学校（単位制による全日時の課程普通科）

川崎高等学校（単位制による全日時の課程普通科）

厚木清南高等学校（単位制による全日時の課程普通科）

4 募集期間

募集期間は、次表のとおりとする。

募集の区分		課 程	募 集 期 間	
一般募集		全日時の課程	(共通選抜) 平成28年 1月28日(木)から 2月1日(月)まで (土曜日及び日曜日を 除く。)	/
		単位制による全日時の課程		
		定時時の課程（特別の時間）		
		単位制による定時時の課程（特別の時間）		
		定時時の課程（夜間）		
		単位制による定時時の課程（夜間）		
		単位制による通信制の課程		
連携型中高一貫教育校連携募集		全日時の課程		
特別募集	海外帰国生徒特別募集	全日時の課程	平成28年 1月28日(木)から 2月1日(月)まで (土曜日及び日曜日を 除く。)	/
		単位制による全日時の課程		
	在県外国人等特別募集	全日時の課程		
		単位制による全日時の課程		
	単位制による定時時の課程（特別の時間）			
中途退学者募集		単位制による全日時の課程		

なお、神奈川総合高等学校における海外帰国生徒特別募集及び中途退学者募集の後期募集は、次表のとおりとする。

募集の区分		課 程	募 集 期 間
特別募集	海外帰国生徒特別募集	単位制による全日時の課程	平成28年7月25日(月)から 同月27日(水)まで
中途退学者募集		単位制による全日時の課程	

5 志願

(1) 入学検定料の納付及び入学願書等の提出

志願者は、入学検定料（単位制による通信制の課程を除く。）を納付した上、志願先の高等学校の校長に入学願書等を提出するものとする。

(2) 志願の範囲

ア 志願は、募集期間を同じくするものについては、一の募集の区分の一の高等学校の一の課程の一の学科、

コース、専攻又は部に限る。

ただし、次の(ア)から(イ)までに掲げるものについては、この限りでない。

(ア) 前記3の(1)により、二の学科を一括して募集するものは、それを一の学科とみなす。

(イ) 普通科一般コース又は普通科専門コースの志願者が、同じ高等学校における他のコースに対し、第2希望として志願することを認める。

(ウ) 農業に関する学科の志願者が同じ高等学校の同じ課程における他の農業に関する学科に対し、工業に関する学科の志願者が同じ高等学校の同じ課程における他の工業に関する学科に対し、水産に関する学科の志願者が同じ学科内の他のコースに対し、第2希望として志願することを認める。

(エ) 募集期間を同じくする定通分割選抜及び後記10の共通選抜の二次募集の志願については、それぞれ一の高等学校の一の課程の一の学科、コース、専攻又は部に同時に志願することを認める。

イ 平成28年度入学者選抜における国公私立高等学校（高等専門学校を含む。）の合格者は、定通分割選抜に志願することは認めない。

## 6 志願変更

### (1) 志願変更の対象

ア 志願の手続を完了した者は、募集期間を同じくする他の高等学校が行う一般募集若しくは特別募集（前記1の各募集の区分における前記2の志願資格を満たす者に限る。）又は同じ高等学校の他の一般募集若しくは特別募集（前記1の各募集の区分における前記2の志願資格を満たす者に限る。）に志願変更することを認める。

なお、前記5の(2)による第2希望については、志願時に第2希望の志願をしていない場合であっても、志願変更時に志願することを認める。

イ 中途退学者募集に係る志願の手続を完了した者は、募集期間を同じくする他の高等学校が行う中途退学者募集に志願変更することを認める。

### (2) 志願変更の期間

ア 共通選抜、特別募集及び中途退学者募集にあつては、志願変更の期間は、平成28年2月4日(木)から同月8日(月)まで(土曜日及び日曜日は除く。)とする。

イ 定通分割選抜にあつては、平成28年3月4日(金)及び同月7日(月)とする。

## 7 選抜の方法

(1) 中学校の校長は、志願者の調査書を志願先の高等学校の校長に提出するものとする。

(2) 高等学校の校長は、中学校の校長から提出された志願者に係る書類及び後記8の選抜のための検査の結果に基づいて、教育長が別に定める方法により選抜を行う。

(3) 長期の欠席について特別な事情を有する志願者の選抜の方法に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

## 8 選抜のための検査

### (1) 一般募集（共通選抜・定通分割選抜）

ア 全日制の課程、単位制による全日制の課程、定時制の課程及び単位制による定時制の課程においては、学力検査（原則として全日制は国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の5教科、定時制は国語、数学及び外国語（英語）の3教科）及び面接を実施する。なお、各高等学校の必要に応じて、特色検査（実技検査又は自己表現検査をいう。以下同じ。）を実施する場合がある。

(ア) 田奈高等学校、釜利谷高等学校及び大楠高等学校（以下「クリエイティブスクール」という。）においては、学力検査は行わない。

(イ) 定時制の課程及び単位制による定時制の課程の志願者のうち、20歳以上（平成28年4月1日現在）の者については、作文をもって学力検査に代えることができる。

(ウ) 特色検査を実施するに当たって、全日制の課程及び単位制による全日制の課程においては、学力検査を3教科にまで減じることができるものとする。

イ 単位制による通信制の課程においては、面接又は作文を実施する。なお、各高等学校の必要に応じて、特色検査を実施する場合がある。

(2) 連携型中高一貫教育校連携募集

光陵高等学校においては面接及びプレゼンテーション、愛川高等学校においては面接とする。

(3) 特別募集及び中途退学者募集

ア 海外帰国生徒特別募集及び中途退学者募集

学力検査（国語、数学及び外国語（英語）の3教科）、作文及び面接とする。

イ 在県外国人等特別募集

学力検査（国語、数学及び外国語（英語）の3教科）及び面接とする。

(4) 後期募集

神奈川総合高等学校における海外帰国生徒特別募集及び中途退学者募集の後期募集の検査は、前記(3)のアの検査内容とする。

(5) 海外から移住してきた者及び永住するために海外から引き揚げてきた者を保護者とする志願者の選抜のための検査の方法に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(6) 障害等のある志願者の選抜のための検査の方法に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

9 検査等の期日

選抜のための検査の期日及び合格者の発表の期日は、次のとおりとする。

(1) 共通選抜

検査の期日は、全日制の課程、単位制による全日制の課程、定時制の課程及び単位制による定時制の課程については、学力検査は平成28年2月16日(火)とし、面接は同月17日(水)及び同月18日(木)のうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。各高等学校において特色検査を実施する場合は、同月16日(火)から同月18日(木)までのうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。ただし、学力検査を5教科実施する場合は、同月16日(火)に特色検査は実施しない。クリエイティブスクール及び単位制による通信制の課程については、同月16日(火)から同月18日(木)までのうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。

合格発表の期日は、同月29日(月)とする。

(2) 定通分割選抜

検査の期日は、定時制の課程（夜間）及び単位制による定時制の課程（夜間）については、学力検査は平成28年3月10日(木)とし、面接は同月10日(木)及び同月11日(金)のうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。各高等学校において特色検査を実施する場合は、同月10日(木)及び同月11日(金)のうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。単位制による通信制の課程については、同月10日(木)及び同月11日(金)のうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。

合格発表の期日は、同月18日(金)とする。

(3) 連携型中高一貫教育校連携募集

検査の期日は、平成28年2月17日(水)とし、合格発表の期日は、同月29日(月)とする。

(4) 特別募集及び中途退学者募集

学力検査、面接並びに海外帰国生徒特別募集及び中途退学者募集における作文の検査の期日は、平成28年2月16日(火)とする。合格発表の期日は、同月29日(月)とする。

(5) 後期募集

神奈川総合高等学校における海外帰国生徒特別募集及び中途退学者募集の後期募集の検査の期日は、平成28年7月29日(金)とし、合格発表の期日は、同年8月3日(水)とする。

10 二次募集

教育長が必要と認める場合に、一般募集について次のとおり二次募集を行う。

(1) 志願資格

前記2の志願資格を有する者であって、かつ、志願時において平成28年度入学者選抜における国公立高等学校（高等専門学校を含む。）の合格者になっていない者とする。

(2) 募集期間

募集期間は、次表のとおりとする。

募集の区分	課 程	募 集 期 間
一般募集 (二次募集)	全日制の課程	(共通選抜二次募集) 平成28年3月2日(水) 及び同月3日(木)
	単位制による全日制の課程	
	定時制の課程(特別の時間)	
	単位制による定時制の課程(特別の時間)	
	定時制の課程(夜間)	(定通分割選抜二次募集) 平成28年3月22日(火) 及び同月23日(水)
	単位制による定時制の課程(夜間)	
	単位制による通信制の課程	

(3) 志願

ア 入学検定料の納付及び入学願書等の提出

志願者は、入学検定料(単位制による通信制の課程を除く。)を納付した上、志願先の高等学校の校長に入学願書等を提出するものとする。

イ 志願の範囲

志願は、募集期間を同じくするものについては、一の高等学校の一の課程の一の学科、コース、専攻又は部に限る。

ただし、次の(ア)から(イ)までに掲げるものについては、この限りでない。

(ア) 前記3の(1)により、二の学科を一括して募集するものは、それを一の学科とみなす。

(イ) 普通科一般コース又は普通科専門コースの志願者が、同じ高等学校における募集を行う他のコースに対し、第2希望として志願することを認める。

(ウ) 農業に関する学科の志願者が同じ高等学校の同じ課程における他の農業に関する学科に対し、工業に関する学科の志願者が同じ高等学校の同じ課程における他の工業に関する学科に対し、水産に関する学科の志願者が同じ学科内の他のコースに対し、第2希望として志願することを認める。

ただし、それぞれの学科又はコースにおいて募集を行う場合に限る。

(エ) 募集期間を同じくする共通選抜の二次募集及び定通分割選抜の志願については、それぞれ一の高等学校の一の課程の一の学科、コース、専攻又は部に同時に志願することを認める。

(4) 志願変更

ア 志願変更の対象

二次募集に係る志願の手續を完了した者は、募集期間を同じくする他の高等学校が行う二次募集又は同じ高等学校が行う他の二次募集に志願変更することを認める。

なお、前記(3)のイによる第2希望については、志願時に第2希望の志願をしていない場合であっても、志願変更時に志願することを認める。

イ 志願変更の期間

(ア) 全日制の課程、単位制による全日制の課程、定時制の課程(特別の時間)及び単位制による定時制の課程(特別の時間)にあつては、志願変更の期間は、平成28年3月4日(金)及び同月7日(月)とする。

(イ) 定時制の課程(夜間)、単位制による定時制の課程(夜間)及び単位制による通信制の課程にあつては、志願変更の期間は、平成28年3月24日(木)とする。

(5) 検査の内容

ア 全日時の課程（クリエイティブスクールを除く。）、単位制による全日時の課程、定時時の課程（特別の時間）及び単位制による定時時の課程（特別の時間）については、国語、数学及び外国語（英語）の3教科の学力検査を実施する。

また、当該高等学校の校長が必要と認めるときは、面接を実施する場合がある。

なお、定時時の課程（特別の時間）及び単位制による定時時の課程（特別の時間）の志願者のうち、20歳以上（平成28年4月1日現在）の者については、作文をもって学力検査に代えることができる。

イ 全日時の課程（クリエイティブスクール）については、面接を実施する。

ウ 定時時の課程（夜間）及び単位制による定時時の課程（夜間）については、面接を実施する。

エ 単位制による通信制の課程については、面接又は作文を実施する。

(6) 検査等の期日

検査等の期日は、次表のとおりとする。

募集の区分	課 程	学力検査の期日	面接又は作文の期日	合格発表の期日
一般募集 (二次募集)	全日時の課程（クリエイティブスクールを除く。）	平成28年 3月9日(水)	同左	平成28年 3月16日(水)
	全日時の課程（クリエイティブスクール）	/	平成28年 3月9日(水)	
	単位制による全日時の課程	/	/	
	定時時の課程（特別の時間）	平成28年 3月9日(水)	同左	平成28年 3月29日(火)
	単位制による定時時の課程（特別の時間）	/	/	
	定時時の課程（夜間）	/	平成28年 3月25日(金)	
	単位制による定時時の課程（夜間）	/	/	
単位制による通信制の課程	/	/		

11 入学の許可

(1) 入学の許可は、合格者に高等学校の校長が合格通知書を交付することによって行う。

(2) 高等学校の校長は、志願又は選抜のための検査等の際に不正行為のあった者に対しては、入学を許可しないものとし、入学の許可後に不正行為が判明した者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

12 入学手続

(1) 合格通知書の交付を受けた合格者は、指定された期日までに教育長が別に定める手続をしなければならない。

(2) 高等学校の校長は、前記(1)に定める手続を行わない者に対しては、入学の許可を取り消すことができる。

13 教育長への委任

この要綱に定めるもののほか、神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜に関し必要な事項は、教育長が別に定める。